

No.274 2017. 2.13

連 帯

学校事務職員労働組合神奈川 (がくろう神奈川)

横浜市港北区篠原台町36-28-602

TEL/FAX 045-434-2114 http://gakurou.gjpw.net/

2016 賃銀交渉

一応、賃銀改善だが

2016年の賃銀交渉は、二年連続の年越し、そして三年連続の具体的回答を最終日にする、というところでもない交渉だった。その理由は「財源の目途が立たない」というもの。しかし、労働者に真つかな賃銀を支払うのは、使用者として最低限の責任だろう。何か優先順位を間違えているのではないのか。

人事委勧告実施

今年度の賃銀改善の

概要は別表の通り、概

ね人事委員会勧告の通

りと言えるだろう。給

料月額、初任給を中

心に1300円up、漸減し

て中堅以降は200円up。

地域手当は今年度

0.1%up、来年度0.2%

up。勤勉手当は夏・冬

に0.05月上乗せ(年で

0.1月up)。

扶養手当は、子につ

いては増額、配偶者は

半減、他の扶養親族も

減額と、国の「子育て

支援」そして「女性の

活躍」を意識したもの

となっている。

誠実な賃銀交渉を

県教委は、当初4回

の交渉日程を入れてき

た。当然にも、具体的

な賃銀改善の提案があ

り、組合と話し合い、

妥結を目指すものと捉

えた。ところが実際に

は、4回ともに県の財

政状況を理由に「ぎり

ぎりまで見極めたい」

と言うだけで、具体的

な提案は一切なし。挙

句の果てに越年である。

越年しての第一回交渉、

今回こそは具体的な提

案があるかと思いきや、

またも「ぎりぎりまで

見極めたい」。そして最

終回に初めて具体的な

提案を。これでは通告

でしかなく、組合と交

渉する意思が無いもの

とみなさざるを得ない。

賃銀改訂等の概要

給与改訂	2016.4 実施	差額は速やかに支給
給料月額	0.2%	級号給により200円から1300円up
勤勉手当	年0.1月up	成績率は間差率を維持
地域手当	0.1%up	11.6%に
	2017.4	0.2%up 11.8%に
扶養手当(2017.4 実施)	配偶者等減額	子増額

横浜新人学校事務職員解雇事件

3月23日判決に結集を!

いよいよ判決だ。横

浜市教委の学校事務職

員を愚弄する振舞いを

許すのかどうか。その

内容は「Sさん個人に

とどまらず、学校事務

職員の今後にも大きく

影響する。政令市移管

に乗じて保長職新設、

事務長導入、全市共同

実施等を強行実施しよ

うとする横浜市教委に

対する反撃の一環でも

ある。傍聴席を一杯に

して共に見守ろう。必ず勝利判決を勝ち取るう!

○3月23日(木)

午後1時10分

○横浜地裁5階502号法廷

○終了後報告集会

波止場会館1階

「日の丸・君が代」の強制を

跳ね返す2・18集会とデモへ

天皇の生前退位につ

いての議論がかまびす

しいが、なぜ天皇がい

て天皇制が必要なのか

という根本的議論はス

ルーだ。前回の代替わ

りでは昭和天皇の戦争

責任が問われた。慰安

婦問題など、日本の戦

争責任が未だ解決して

いないのは明らかだ。

「九月、東京の路上

で」の著者加藤直樹さ

んは、新大久保で生ま

れ在日韓国・朝鮮人た

大震災時の虐殺を隠蔽

せず記することは、未

来に繰り返さないため

の「防災」の一つだと

言う。

横浜では学校で使

用する副読本から「虐

殺」の言葉が消えた。

今、学校では教育基本

法の下、愛国心教育が

まかり通る。道徳が教

科になり、東京ではオ

リンピック教育が強制

される。歴史に真摯に

向きあい、平等で自由

に、今年も「日の丸・君が代」の強制をはね返す集会とデモをやります。参加を!

○日時 2月18日

(土)13時半

○場所 横浜開港記念

会館6号会議室

○お話 加藤直樹さん

(「九月、東京の路上で

1923年関東大震災

災ジェノサイドの残響」

著者)

○資料代 500円

○主催 「日の丸・君が

代」の法制化と強制に反

対する神奈川の会

「共同学校事務室」法案出る

学校事務合理化の共同実施Ⅱ共同学校事務室反対！

政府は2月7日、義務標準法や学校教育法などの一部改正を盛り込んだ法案を今国会に提出した。通級指導教員等の基礎定数化などが盛り込まれるが、同時に事務職員として見過ごせない内容が潜り込んでいる。

法案では、地教行法の中に2校以上の学校の事務を共同処理する「共同学校事務室」なるものを位置づけ、そこには「室長」を置くとした上で、義務標準法の定数加配規定の中で共同学校事務室加配を明示している。さらに、学校教育法では事務職員の職務について「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に改めるとしている。

これらは一昨年の中教審「チーム学校」答申や昨年6月の文科省作業班「業務適正化」報告書で提言された、学校事務の共同実施組織や職務内容の法制化が形となったものとみて間違いない。

「専門性発揮」で業務増大 欠員補充も改悪 政令市費化名古屋の場合

名古屋市では、政令市費化後の学校事務職員の労働条件が大きく悪化しようとしている。職の存続の引き換えとばかりに、事務職員の担当業務が大幅に拡大。一方、欠員補充については時間給職員2人で埋め合わせるとして、臨時職員の労働条件は大幅に引下げられ、補充がままならない事態も危惧される。

キーワードは

「職務の専門性」

名古屋市においては行政との任用一本化は避けられ、職としての学校事務は維持されたものの、「職の専門性」を理由に業務内容の拡大が行われようとしている。

名古屋市教委は「学校事務職の存続には『職務の専門性』が必要」として、それを担保するため①学校における金銭等を管理する ②学校運営等に参画する、の2点が必要だとしている。

そして「専門性を発揮」するため具体的に「教科用図書給付関係事務」「学校徴収金事務（給食費）」「学校徴収

員にやらせようというものだ」と私たちは指摘してきた。政令市費化を機にそれが体现されてしまった形だ。

欠員補充は非常勤

また、欠員補充について、これまでは神奈川県同様フルタイムの臨時任用職員が配置されていたが、移管後は「民間嘱託員」と呼ぶ時間給職員2名のハーフタイム勤務で代替するという。年度当初の定数欠員だけでなく、産休、育休、休職に伴うものも同様だ。

名古屋市には欠員をフルタイムで代替する制度がなく、課内での分担と短時間勤務の代替配置が一般的だ。しかし一人職場である学校事務については分担させる相手がない。そのため全ての時間に事務職員を配置するのだが、「代替職員」短時間」という市の制度が壁となり、民間嘱託で対応するというのだ。

来年度以降

学校事務は回るのか？
この「民間嘱託」は公

募による制度という意味での呼び方で、雇用者は市である。しかし通勤手当以外の諸手当は支給されず（ボーナスもない）、年収水準は180万円程度と言われ、社会保険も適用されない。県費での臨時的任用はフルタイムで年収水準は300万円、400万円。社会保険もある。

これまで市教委は学校事務の仕事を知る経験者に、時には頼み込んで臨時任用してきたが、4月からは短時間勤務で低賃金、社会保険もないという条件に一変する。また、「公募」なので経験者に頼み込むということも出来なくなる。これでは代替は集まるだろうか。

他人事ではない！

県内3政令市を見ても、横浜では事務職員制度の維持について明確に示されておらず、川崎では今後の役割等の検証が言われている。名古屋の状況は他人事ではない。各地の事例に学び、自らの労働条件を自ら守る取り組みを続けていく。